

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都市交通局IC証票取扱規程(以下「IC証票取扱規程」という。)第5条の2に規定する、京都市交通局、京都バス株式会社(以下「サービス提供社局」という。)が提供するポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ポイント」とは、京都市公営企業管理者交通局長(以下「管理者」という。)が予め定める方法で付与する電子情報をいう。</p> <p>(2) 「会員」とは、この規程に同意して、第8条に定める手続きにより会員登録を行った旅客をいう。</p> <p>(3) 「コールセンター」とは、ポイントサービスの提供に当たり、会員登録や問い合わせ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都市交通局IC証票取扱規程(以下「IC証票取扱規程」という。)第5条の2に規定する、京都市交通局、京都バス株式会社、<u>西日本ジェイアールバス株式会社</u>(以下「サービス提供社局」という。)が提供するポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ポイント」とは、京都市公営企業管理者交通局長(以下「管理者」という。)が予め定める方法で付与する電子情報をいう。</p> <p>(2) 「会員」とは、この規程に同意して、第8条に定める手続きにより会員登録を行った旅客をいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p>

対応等の事務を行うため、管理者が設置する窓口のことをいう。

(4)～(11) 略

第6条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する交通機関(以下「対象交通機関」という。)に対して適用する。

- (1) 本市が運行する乗合自動車及び高速鉄道の全路線
- (2) 京都バス株式会社が運行する貸切・観光バスを除く全路線

(会員情報の変更)

第9条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信又はコールセンターへの連絡によって、会員情報の変更を行うものとする。

2 会員情報の変更は、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信又はコールセンターへの連絡による変更が完了した時点で有効とし、会員サイトからの会員情報の変更については、登録されたメールアドレス宛に登録完了のメールを送信する。

(登録ICカードの変更)

第10条 会員は、登録ICカードの盗難又は紛失等によりポイント対象ICカードの再

第6条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する交通機関(以下「対象交通機関」という。)に対して適用する。

- (1) 本市が運行する乗合自動車及び高速鉄道の全路線
- (2) 京都バス株式会社が運行する貸切・観光バスを除く全路線
- (3) 西日本ジェイアールバス株式会社が運行する京都市内均一路線

(会員情報の変更)

第9条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信等によって、会員情報の変更を行うものとする。

2 会員情報の変更は、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信等による変更が完了した時点で有効とし、会員サイトからの会員情報の変更については、登録されたメールアドレス宛に登録完了のメールを送信する。

(登録ICカードの変更)

第10条 会員は、登録ICカードの盗難又は紛失等によりポイント対象ICカードの再

発行を受けた場合、若しくは登録 I C カードの変更を希望する場合、本市の案内所又は定期券発売所へ申込書の提出によって、登録 I C カードの変更を行うものとする。なお、申込書の提出時には、本人確認のため身分証明証の提示を必要とする。

2 前項で受け付けた申込書は、コールセンターに送付され、コールセンターでの変更が完了した時点で登録 I C カードの変更を有効とする。また、コールセンターから会員へ変更完了の電話連絡を行う。

3～4 略

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス I C 2 4 H チケッ ト	京都市内均一運賃区 間内を運行する京都 市バス及び京都バス の路線	700円
地下鉄・ バス I C 2 4 H チケッ ト	京都市営地下鉄・ 市営バス全線、京都 バス（一部路線を除 く）	1,100 円

(ポイントの種類)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 一日券ポイント

ア 大人運賃を適用する場合

発行を受けた場合、若しくは登録 I C カードの変更を希望する場合、本市の案内所又は定期券発売所へ申込書の提出によって、登録 I C カードの変更を行うものとする。なお、申込書の提出時には、本人確認のため身分証明証の提示を必要とする。

2 前項で受け付けた申込書による変更が完了した時点で登録 I C カードの変更を有効とする。また、変更の完了については、申込書に記載された連絡先へ電話連絡を行う。

3～4 略

サービス名称	ポイント対象	上限額
地下鉄・ バス I C 2 4 H チケッ ト	京都市営地下鉄・ 市営バス全線、京都 バス（一部路線を除 く）、西日本ジェイ アールバス京都市内 均一路線	1,100 円

(ポイントの種類)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 一日券ポイント

ア 大人運賃を適用する場合

イ 小児運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス	京都市内均一運賃区	350円
I C 2 4	間内を運行する京都	
H チケッ	市バス及び京都バス	
ト	の路線	
地下鉄・バス	京都市営地下鉄・市営バス全線、京都	550円
I C 2 4	バス（一部路線を除	
H チケッ	く）	
ト	アールバス京都市内均一路線	

(ポイント情報の照会)

第15条 会員は、会員サイト又はポイントチャージ機若しくはコールセンターへの問い合わせによって、自らのポイント情報の照会を行うことができる。ただし、他の会員のポイント情報の照会を行ってはならない。

第22条 会員は、退会を希望する場合には、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信若しくはコールセンターへの連絡によって、退会手続きを行うものとする。

2 退会は、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信若しくはコールセンターへの連絡によって、退会手続きが完了した時点で有効とし、会員サイトから

イ 小児運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
地下鉄・バス	京都市営地下鉄・市営バス全線、京都	550円
I C 2 4	バス（一部路線を除	
H チケッ	く）、西日本ジェイ	
ト	アールバス京都市内均一路線	

(ポイント情報の照会)

第15条 会員は、会員サイト又はポイントチャージ機等によって、自らのポイント情報の照会を行うことができる。ただし、他の会員のポイント情報の照会を行ってはならない。

第22条 会員は、退会を希望する場合には、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信等によって、退会手続きを行うものとする。

2 退会は、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信等によって、退会手続きが完了した時点で有効とし、会員サイトからの退会については、登録され

の退会については、登録されているメールアドレス宛に退会完了のメールを送信する。

ているメールアドレス宛に退会完了のメールを送信する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則（令和6年3月29日）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部企画調査課）